

あなたの語学力を活かしてみませんか？



大仙市災害時外国人支援ボランティア事業

大仙市では、大規模な災害が発生した場合、日本語がわからず地震などの災害を経験したことがない在住外国籍の方々に、正確な情報を速く伝えることが必要不可欠と考えています。

そこで、災害時に語学力を活用して被災された外国籍の方々の支援を行う人材の確保や育成を目的として、大仙市災害時外国人支援ボランティアを募集します。

ボランティアはどんな活動をするの？

災害時の活動

- ・大仙市、社会福祉協議会等から依頼
- ・災害対策本部、避難所及び災害現場等での通訳・翻訳を伴う活動をします。

平常時の活動

★スキルアップの活動

- ・大仙市、社会福祉協議会等が行う研修会や防災訓練に参加しスキルアップを図ります。

どんな人がボランティアになれるの？

満20歳以上であること。

日本語と他言語で日常会話ができる語学力があること。

人種、宗教等の偏見や差別意識を持っていないこと。

主体的に取り組み、他のサポーターと協力できること。

パソコン、携帯電話のメールアドレスを持っていること。

これら5つ全て満たしていることが条件です。

どうやったらボランティアになれるの？

申出者→大仙市
登録申込書にてお申し込みください。

大仙市
登録申込書の内容を確認します。

大仙市→申出者
登録の可否を連絡します。

※いつでも申し込みは可能です。「大仙市災害時外国人支援ボランティア事業登録申込書」で申し込むか、大仙市電子申請サービスをご利用ください。

※パソコンからは以下のURL、スマートフォン、タブレットからは右のQRコードを読み込みご利用ください。

https://s-kantan.jp/city-daisen-akita-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1532



ボランティアとして守ってほしいこと

登録

- ・登録を取り消したい場合、氏名や住所、電話番号等に変更がある場合は、大仙市に必ず連絡してください。
- ・語学に関する資格などを新しく取った場合は、大仙市に連絡してください。大仙市が皆さんの語学力を正しく把握することで、皆さんに合った活動を紹介することができます。

活動

- ・通訳や翻訳活動をとおして知った情報は、個人情報となるため家族を含め、他の人に教えないようにしてください。
- ・活動中に撮影した写真や動画を、Twitter、Instagram、facebookなどのSNSにアップするときは、アップする前に依頼者に必ず確認してください。

登録の取消

- ・登録が取り消される日は、ボランティア本人から「登録の取り消しを希望する」と連絡があった日です。
- ・大仙市から連絡しても返事がない期間が長期間続いたり、活動で周りの人に迷惑をかけることが続いたりした場合は、登録を取り消します。

ボランティア保険への加入と免責

■ボランティア保険

登録されたボランティアは、大仙市が指定するボランティア保険に加入していただきます。保険料は大仙市が負担します。

※補償の内容は次のとおりです。但し、変更となる場合があります。

【ケガの補償】

①死亡保険金	10,400,000円
②後遺障害保険金	10,400,000円(限度額)
③入院保険金	6,500円/日
④手術保険金	入院中 65,000円 ・ 外来 32,500円
⑤通院保険金	4,000円/日

【賠償責任の補償】

対人・対物共通	5億円(限度額)
---------	----------

■免責

大仙市は、活動に伴い生じた被災者等とボランティア間の損害について、その賠償の責を負いません。

【担当及び問い合わせ先】

大仙市 観光交流課 〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号

TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-1119 E-mail:kouryu@city.daisen.lg.jp